

請求人 (略) 様

箕面市監査委員
瀧 洋 二 郎
田 中 真 由 美

住民監査請求について (通知)

地方自治法 (昭和 2 2 年法律第 6 7 号) 第 2 4 2 条第 1 項の規定に基づき請求人から令和 5 年 4 月 2 4 日付け「箕面市職員措置請求書」をもって提出のあった住民監査請求 (同年 5 月 1 日受付) について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

第 1 請求の要旨

みどりまちづくり部道路整備室が「市道箕面今宮線の道路安全対策事業」として、令和 4 年度予算をもって、当該事業の令和 4 年度工事区間にある桜の街路樹 計 9 本のうち 7 本を 4 月 2 4 日より伐採する工事に関し、工事業者への不当な工事代金の支払いの中止を求める。

7 0 数年以上にわたり、当該地区の良好な景観を保ってきた箕面今宮線の桜の街路樹を伐採する明確、かつ合理的な理由がない。

令和 4 年 1 0 月、箕面市が樹木医に委託調査した結果、老木、大木化して危険な街路樹は無く、伐採する必要はないとの診断結果が、市ホームページ及び市長も公式に公表している。桜の木の伐採は、当該工事において必要のない作業であり、伐採にかかる費用は、不必要な税金の支出であり、不当な公金支出である。

当該区間は戦前に開発された閑静な住宅街で、道路両側に桜の街路樹が整然と植えられている。春には桜のトンネルとなり、「桜通り」と呼ばれ、住民は、毎年桜の季節を楽しみに生活している。四季の変化のある桜の木があるからこそ、土地の固定資産税評価に見合った良好な環境といえた。

しかし、桜の木の伐採により、当該区域の住宅地の環境が損なわれれば、土地の評価は下がり、固定資産税評価も下がるため市税収入も減少する。

また、桜の木は、一度、伐採されると、同じ木からの再生が不可能である。植樹

しても復元に数十年が必要である。損害の程度は、重大であり、著しく回復困難であるため、街路樹の伐採工事の暫定的停止勧告を求める。

したがって、桜の街路樹の伐採のため、請負工事契約を締結し、その工事代金を支払うことは、不当な公金の出費にあたる。よって、当該工事に関する工事会社への代金支払いを不当な公金支出として中止を求める。

第2 地方自治法第242条第1項の要件についての判断

地方自治法第242条第1項は、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる旨を規定している。

よって、住民監査請求を行うためには、本市の住民であることが要件となるが、本市の住民基本台帳には請求人の記載がなく、請求人が本市の住民であるという要件を有しているとは認められない。

第3 結論

したがって、本件請求は、地方自治法第242条第1項に定める要件を欠いて不適法な請求であるため、却下する。